

賀茂県主同族会所蔵文書翻刻三題 その二
翻刻：「御書渡闕職勤方叙爵元服着袍一通」

山本 宗尚

解題

本文書は享保四年（一七一九）十二月十三日に勅裁として出されたものである。これは、享保元年（一七一六）に権祝の欠職時に氏人の代官が代勤することをめぐって起こった争いに始まる。本宮・権殿の御内陣に進む神事に、社職に就いていない氏人が勤めることに先例がないと社司側が訴えたもので、その後も七家の社司と新宮社以下の社司および氏人は争いを続けたため、双方から訴えを聞いた上で勅裁の書付を出した。

この御書渡は「闕職勤方」、「着袍事」、「叙爵事」の三つから成る。

「闕職勤方」は社司欠職時に氏人の代官が勤める序列を示したものである。

「着袍事」は位袍（衣冠）の着用規定で、社司職以外の者は、社司の師弟・氏人に関わらず叙爵および元服の日を除いて着用を不可としたものである。

「叙爵事」は社司と氏人が従五位下に初叙される年限を示したもので、社司の子は九歳、氏人は十五歳としたものである。

その後、七家の社司のうち五家はこれを不服として書付を受け取らなかったため、違背であるとして断絶・流罪となった。この顛末と現代語訳は、拙著『賀茂祢宜神主系図』に見える事件簿（2）五

家騒動」（『みたらしのうたかた』第十四号、平成二十六年）に詳しいのでこちらをご覧いただきたい。

本稿の作成にあたり、土橋誠氏（京都府立総合資料館）と市忠頭氏（賀茂県主同族会監事）、によりご教示を賜った。ここに御礼申し上げます。本稿は、公益財団法人図書館振興財団平成二十五年年度提案型助成事業『賀茂祢宜神主系図』デジタル化及び公開事業』の成果を活用したものである。

〔番号〕その他三七

〔体裁〕写本 二枚、包入

縦四一・七糎、横五六・一糎

〔包表題〕享保四年十二月十三日御書渡 闕職勤方・叙爵元服着袍 二
通

凡例

・文中（ ）は翻刻者の注記を示す。
・旧字体は新字体に改め、句読点は適宜補った。

本文

(關職勤方)

- 一 五官關職之時、自七家社司片岡社職可相勤之、片岡以下社職闕之節者、於社中稱代官役來候五人之内可相勤事
- 一 五官關職之時、片岡・貴布祢祢宜・祝等自然於有故障・所勞者、右代官役五人之内、可相勤。先々神主并四官闕之節、氏人代官勤仕之例有之上者、雖為五官之内代官役之氏人可相勤事。

着袍事

雖為七家社司嫡男、非職輩者、叙爵・元服之日、着位袍可令社參。
自翌日着袍可為停止。氏人輩同叙爵・元服之日、着位袍令社參。
自翌日着袍可為停止。
但元服之日、於無位者尤可着淨衣也。

叙爵事

七家社司嫡男、任近例、自九歲可申爵。於氏人者、先年自廿歲可申旨雖、有申渡自今從十五歲可申爵。